

万田小学校 いじめ防止対策基本方針

R 5 年 4 月改訂

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

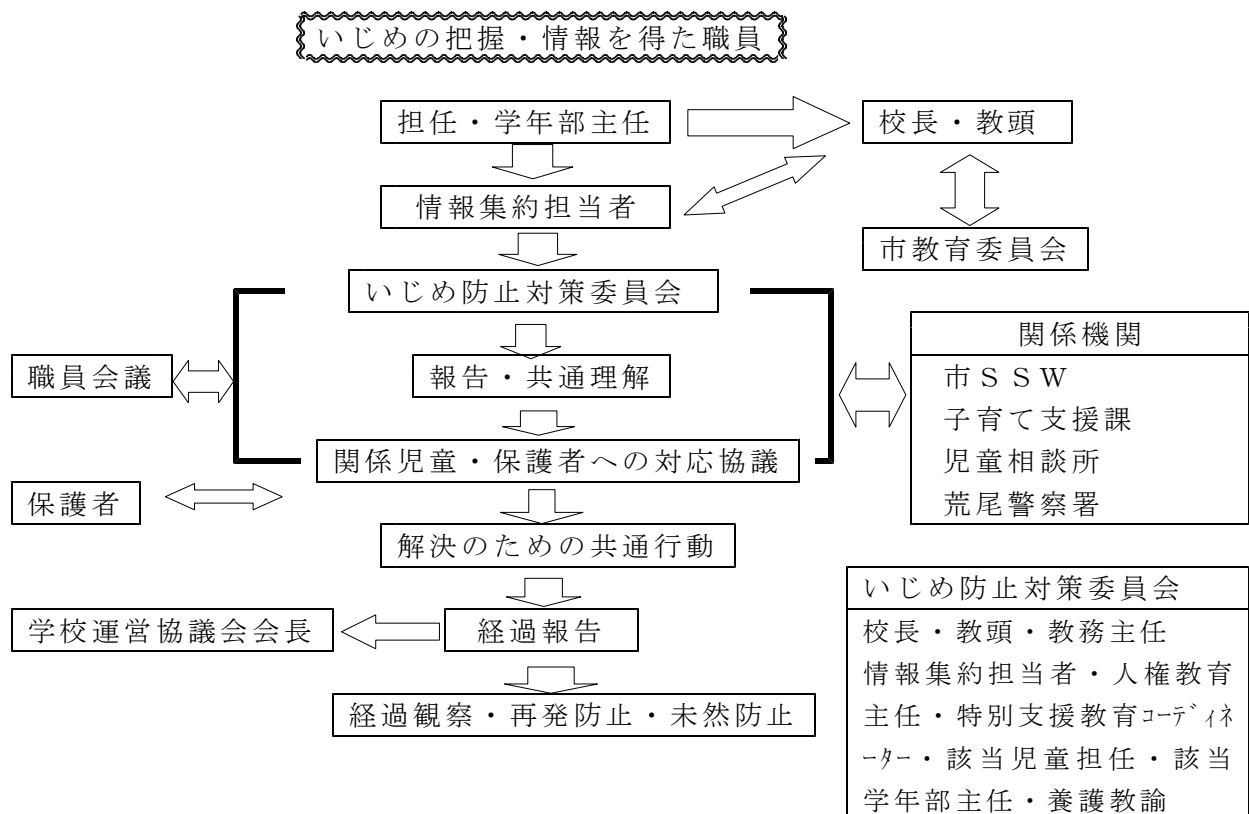
【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法第2条より）

① いじめ防止基本方針

- いじめ防止対策委員会を中心に、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、校内研修等の在り方を見直し、いじめを未然に防ぐ取組を推進する。
- 取組については、P D C A サイクルで検証し、さらに学校評価に位置づけながら実践を評価し、見直しを図っていく。
- 学校教育全体を通して、児童にいじめを許さない心、いじめを見抜く心を涵養する。
- 校内研修等を通して、いじめを見抜き、いじめに対応できる教職員の資質向上に努める。

② いじめ防止等に関するのための組織及びマニュアル



③ いじめの防止

いじめ防止等に関する取組は、年間を通じて計画的に行い、取組を評価しながら、見直しを図っていく。計画の策定及び実施にあたっては、児童の代表、保護者や学校運営協議会の参加を図る。

すべての児童を対象として、いじめを許さないための未然防止のために以下のことに取り組む。

- 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育む
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり
- 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いによさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学級・学校の風土をつくる。
- 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 「命を大切にすることを育む学習プログラム」及び毎月始めの「命を大切にすることを育む週間」を実践し、見直しを図る。

④ 教職員の基本的認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に行うことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の8項目は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こり得るものである。※1
 - いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
 - いじめは、人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。※2
 - いじめは、いじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
 - いじめは、その行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
 - いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
 - いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ※1 ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的認知に努める。
- ※2 いじめは、大人の目が行き届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

⑤ いじめの早期発見

- 児童・保護者との信頼関係の構築
- 日記や日常生活の看取りによる人間関係の変化や兆候の把握
- 定期的なアンケートの調査や、いじめの正確な認知のための記録表、随時の教育相談の実施
- いじめの理解といじめを訴えやすい相談体制づくり
- いじめ発見チェックリストの保護者への配付と相談窓口の周知徹底

⑥ いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを一人で抱え込まず、学年、生徒指導担当、管理職へ報告・相談をする。

また、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。対応の基本的な流れは以下の通りである。

【いじめ情報のキャッチ】：

- 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- いじめられた児童を徹底して守る。
- 児童を守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

【正確な実態把握】：

- 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

【指導体制、方針決定】：

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

【児童への指導・支援】：

- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

【保護者との連携】：

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

【今後の対応】：

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

⑦ いじめが起きた場合の対応

- いじめられた児童に対して

【児童に対して】

- ・ 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 家庭で児童の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

○ いじめた児童に対して

【児童に対して】

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

⑧ 重大事案が発生した場合の対応

【発生報告】

- ・ 重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告。

【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

(説明事項) ①調査の目的・目標、②調査主体(組織の構成、人選)、③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)、④調査事項(対象となるいじめ行為、学校の対応等)、⑤調査方法、⑥調査結果の提供

【調査】

- ・ 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

【情報提供】

- ・ 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供。

【調査結果報告】

- ・ 調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告。
- ・ 希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書について報告。

【再調査】

- ・ 報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行う。

【再調査報告】

- ・ 地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。

⑨ 計画の策定及び実施にあたっての役割

【児童】

- ・ 執行リーダー、人権・生活委員会の呼びかけによる人権集会の実施
- ・ 人権・生活委員会の呼びかけによる人権標語作成

【保護者】

- ・ PTA 役員が中心となって、家庭でできる対策について検討
- ・ PTA 総会や広報等の機会を活用した保護者への啓発

【学校運営協議会】

- ・ 計画の策定及び実施にあたっての提言